



(電子メール・FAX 施行)

事 務 連 絡

平成 27 年 5 月 26 日

健康福祉事務所長 ・ 免許事務担当者
政令市保健所長 ・ 免許事務担当者 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

歯科技工士法にかかる指定登録機関及び指定試験機関の指定等について

標記の件について、下記のとおり厚生労働省医政局歯科保健課長及び厚生労働省医政局医事課試験免許室登録係長から通知がありましたので、ご了知願います。

記

- 1 歯科技工士法第九条の二第一項及び第十五条の三第一項に規定する指定登録機関及び指定試験機関の指定等について (通知)
- 2 歯科技工士法第九条の二第一項に規定する指定登録機関の指定に係る国への免許申請について (通知)

連絡先 (担当)

兵庫県健康福祉部健康局

医務課医療人材確保班 三木・山崎

TEL:078(341)7711 内線 3220

FAX:078(362)4267